

平成25年(東)第1479号、第1908号、第2207号、第3154号
申立人

被申立人

和解案提示理由書

平成26年3月20日

仲介委員

同

同

第1 はじめに

1 本件の概要

本件は、浪江町在住の町民1万5313人(ただし、申立時の人数)が、本件事故により発生した精神的苦痛に対する慰謝料として、平成23年3月11日から除染が達成するまでの間、中間指針等で定める慰謝料月額10万円ないし12万円に加え、一律月額25万円の支払いを求めて和解仲介手続を申し立てた事案である。

2 慰謝料額算定にあたり考慮した事情

このように申立人らは一律増額を主張しているので、本件においては、申立人ら全員に共通する事情を前提にして、本件事故後、申立人らに発生した精神的苦痛について、中間指針等に定められた月額10万円ないし12万円の賠償で、十分に慰謝されているか検討を行った。

また、申立人ら全員に共通する事情ではないが、認定が容易でありかつ認定をめぐる争いの生じる余地が極めて少ない年齢という事情は、本件手続内においても考慮し得るため、申立人らの年齢を勘案した上で、慰謝料額の算定を行った。

3 対象期間

本件和解の対象期間については、将来分を含めず、平成23年3月11日から平成26年2月末日までとした。

第2 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料について

1 基準

申立人らの平成24年3月11日から平成26年2月末日までの間の精神的苦痛に対する賠償額として、中間指針等で定める月額10万円ないし1

2万円に月額5万円を加算する。

2 理由

(1) 浪江町の概要

浪江町は、東部は海に面し、西部には阿武隈山系の山々が連なり、北部には請戸川、南部には高瀬川があるという自然豊かで変化に富む地形を有し、太平洋側特有の穏やかな気候に恵まれた町である。

このような環境の下、浪江町は49の行政区を設け、町民たちはそれぞれの行政区で地域に根ざした相互扶助、交流を活発に行い、独自の文化、歴史を継承していた。

(2) 本件事故後の避難状況及び今後の見通し

しかし、本件事故が発生した際、本件事故に関する情報が錯綜したこともあり、申立人らは行政区毎のまとまった集団避難を行うことができず、避難先は分散し全国各地に及んだ。また、世帯全員で避難を行うことができなかった者も多く存在している（本件事故前の世帯数は約7700世帯であったにもかかわらず、本件事故後の平成25年3月14日時点の世帯数は約1万0700世帯となっている（甲38）。）。

その後、浪江町は、全域が警戒区域に指定され、申立人らを含む浪江町民全員は、広域に分散したまま避難の継続を余儀なくされた。本件事故後約2年が経過した平成25年4月1日には、町全域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に再編されたが、本件事故発生から3年経った現在でも避難指示解除の見込みは立っていない。

(3) 申立人ら全員に共通する事情（避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大）

このような現状の中、申立人らは、現在においても各避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、その期間は既に3年を迎えており、本来暫定的・一時的であるはずの避難生活が長期化している上、帰還の目途も立っていない状況である。

かかる状況下では、申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれているものと認められる。例えば、進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の（避難）生活がいつまで続くのか」、「帰還は（いつ）できるのか」を予測し難い現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や焦燥感、無力感を募らせている。

また、避難生活の長期化によって、近隣住民や親族等から（程度の差はあれ、避難前と比較すれば）切り離された、いわば孤立状態の継続がもたらされており、さらに、こうした状態の長期の継続によって、仮に避難指示が将来解除されたとしても、元の状態に復することがより困難になりつつあり、そうしたこと自体も申立人らの不安感を増大させているものと認められる。

(4) 申立人らの精神的苦痛に対する慰謝料と賠償額

申立人らが避難生活において抱える精神的苦痛は、以上のとおり、中間指針や総括基準が策定された時点よりも、軽減されるどころか、増加しており、より現実化、顕在化して深刻になっているものと認められる。そして、この精神的苦痛が増大する時期や程度は、申立人らの個々の事情により、多少の差はあると考えられるものの、遅くとも本件事故発生から1年が経過した平成24年3月以降は、相当程度増大したといえる。

以上を踏まえ、平成24年3月以降現在に至るまでの申立人らのこうした避難生活における精神的損害を、現時点において改めて検討すれば、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円では慰謝し尽くされていないというべきであり、その加算慰謝料として平成24年3月から、本和解案提示時において経過済みの平成26年2月まで少なくとも月額5万円を下るものではない。

第3 高齢者の慰謝料増額について

1 基準

- ① 平成23年3月11日時点において年齢が75歳以上の申立人については、平成23年3月11日以降の日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。
- ② 平成23年3月12日以降、年齢が75歳に達した申立人については、誕生日の属する月以降に発生する日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。

2 理由

本件事故により、突如日常生活から切り離され、避難生活を送ることを余儀なくされ、各人が不自由な生活を送っていることは申立人ら全員に共通する事実であるが、その中でも、高齢者は相対的に環境変化への適応が困難であり、体力も年齢の経過と共に低下していくため、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいといえる。例えば、買い物をする、日常家事を行うという当たり前の行動も、見知らぬ土地、住み慣れない家で行わなければならない、特に高齢者には、事故前には存在しなかった大きな負担が発生している。

また、申立人らは、本件事故前は浪江町の地域社会の中で生活していたところ、当該地域社会においては、近隣住民との交流、日用品・食料品等の融通、相互扶助などの慣習が存在しており、申立人らは地域社会から様々な利益を享受していた。しかしながら、本件事故により、申立人らは、様々な地域へ避難し現在も避難生活を継続していることから、本件事故後現在に至るまで、本来受けられるはずであった地域社会からの利益を享受できないでいる。そして、特に高齢者にあっては地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いといえる。

さらに、高齢者においては、帰還ないし生活再建のために残された時間との兼ね合いで、故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態となっている。

以上のとおり、申立人らのうち、高齢者に生じた「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」が特に大きいことは明らかである。

そこで、現在に至るまでに発生した高齢の申立人らの精神的苦痛を、現時点において改めて評価すれば、月額10万円ないし12万円では十分に慰謝されていないというべきであり、その慰謝料として、75歳以上の者については少なくとも月額3万円を加算することが相当である。

なお、高齢者が単身で避難する場合、その避難生活は更に過酷になることは明らかであるため、単身の高齢者については更なる増額がなされて然るべきではあるが、単身であることの認定及び単身期間の認定を迅速に行うことにも限界があることから、本件手続においては、和解の対象としないこととした。

第4 被曝不安に係る慰謝料について

1 結論

本件手続においては、和解の対象外とした。

2 理由

浪江町は、福島第一原子力発電所から概ね20kmないし30km圏内に位置しており、同所に非常に近接しているところ、甲第103号証によれば、平成23年3月12日午前6時の時点で、浪江町中心部に位置する大字権現堂付近は、本件事故前より空間線量が著しく上昇している旨を読み取ることができる。

また、同日に約8000人という町民の約3分の1の人々が津島地区の方面へ移動したことが認められるところ、甲第53号証によれば、津島地区についても、平成23年3月15日には高線量地域となっている旨の判断が可能である。

そのような状況の中、申立人らは、本件事故発生当時は、放射性物質の飛散規模や健康に対する影響が分からず、情報も十分に入っていないまま避難し、本件事故後、マスメディアなどの情報により、浪江町のほぼ全域にわたって大量の放射性物質が飛来してきたこと、多くの町民が大量の放射性物質が飛来する場所を通過して避難をしていたことを知り、申立人ら自身及び家族が被曝したかもしれないとの不安・恐怖を抱いたことが認められる。

このような被曝に対する不安感に係る精神的苦痛は、個別の事情・行動等を検討して、別途賠償すべき損害になり得る（特に妊婦・子供）と思料するが、申立人らの本件事故当時における所在地や避難経路には様々なものがあり得るため、申立人ら全員に共通する事情として一律に被曝に対する不安感に係る慰謝料について和解案を提示することには限界がある。

したがって、別途の申立てなどにより、各人の個別事情を考慮することは格別、本件手続においては、迅速な解決に鑑み、和解の対象外とした。

第5 本件和解の位置づけ等

1 和解案の位置づけ

和解案提示にあたり考慮した事情は上記のとおり限定されており、今後申立人らが、別途本件手続で考慮することのできなかつた事情（すなわち、申立人ら全員に共通するとは必ずしもいえない個別的な事情）、例えば、要介護状態にあること、家族が離散したこと、懐妊中であること、単身であること、被曝の不安があること等の事情を主張し慰謝料の賠償を求めることを何ら妨げるものではない。

また、申立人らの中には、本件手続外で、個別事情に基づき増額された慰謝料を受け取っている者もいると推察されるが、当該増額事由と本件増額事由は別の理由に基づくものであるため、被申立人が本件手続外で既に増額された慰謝料を本件和解案で提示した金額から控除することも許されない。

さらに、本和解案提示理由書第2に記載の慰謝料と第3の慰謝料とは、それぞれ異なる事情に基づくものであるため、両者は相互独立に加算すべきものである。したがって、同一の申立人が第2及び第3の双方に該当する場合、それぞれの加算額を合算することとなる。

2 中間指針第四次追補と本件和解案の関係

平成25年12月26日に、いわゆる中間指針第四次追補（以下「第四次追補」という。）が発表され、その中で精神的損害について新たな指針が示されているが、本件和解案は第四次追補と何ら抵触するものではない。

すなわち、第四次追補は、中間指針第二次追補で支払われた5年分の慰謝料600万円のうち、平成26年3月以降に相当する部分につき、追加賠償される1000万円から控除することを予定しているにすぎず、浪江町民の

第3期の始期である平成25年4月1日から平成26年2月までの慰謝料については、第四次追補で追加賠償される1000万円との調整規定を設けていない。

そして、本件手続において和解の対象となっている期間は平成23年3月11日から平成26年2月末日までであり、そもそも第四次追補で支払われる1000万円との調整対象となっていない。

したがって、今後、第四次追補に基づく慰謝料の支払いがなされる際、当該金額から本件和解案に定められた金額を控除することは認められない。

第6 弁護士費用について

本件弁護士費用は、申立人数が1万5000人を超えることに鑑み、申立人らが和解により支払いを受ける額の総額の約1%である2億円が相当であると認められる。

以上